

第3回原爆症認定制度の 在り方に関する検討会	資料2(3) 岩井俊氏 提出資料
平成23年6月13日(月)	

## 第3回「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」報告

駿河台大学法科大学院 岩 井 俊

### 1 民事訴訟の手續について

#### (1) 民事訴訟手續の概略

- ・ 訴えの提起→審理（口頭弁論）→判決

#### (2) 法律関係の判断

- ・ 法と証拠に基づき判断（事実を認定してそれに法を適用）
- ・ 当事者の主張、提出した証拠だけを基礎に判断

### 2 原爆症認定の法律上の要件について

#### (1) 原爆者援護法10条1項

- ・ 疾病が放射線に起因すること（放射線起因性）、現に医療を要する状態にあること（要医療性）が法律上の要件

#### (2) 要件の存否についての司法審査

- ・ 認定申請の却下（行政処分）→取消しを求める訴訟の提起→司法判断（判決）
- ・ 司法判決は個々の事案が法律上の要件に該当するか否かの判断

### 3 司法審査における判断の枠組み（「松谷訴訟」最高裁判決平成12年7月18日）

における「高度の蓋然性」の概念）について

- ・ 一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明すること。

- ・ その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とすること。
- ・ 放射線起因性についても、「相当程度の蓋然性」さえ立証すれば足りるとすることはできない。

#### 4 司法審査における具体的事実の判断の視点について

- ・ 司法は、法的な判断をする場であり、科学的な真実を究明する場ではない。
- ・ 科学的知見を踏まえて判断しなければならないが、自然科学による知見だけがすべてを決する構造にはなっていない。経験則による判断に供される部分もあり得る。
- ・ 具体的には、高度の蓋然性をもって、証拠に基づき、個別に判断。被爆者の疾病がすべて放射線に起因するということにはならない。提出された証拠に基づく個別の判断により、法律上の要件（放射線起因性、要医療性）に該当すると認められるケースもあれば、否定されるケースも出てくる。

#### 5 取消訴訟の判決について

- ・ 却下、棄却、認容の3種類。
- ・ 原告の請求に理由がある場合には、裁判所は認容判決（取消判決）をする。
- ・ 取消判決は、その事件について、処分をした行政庁を拘束し、行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない（行政事件訴訟法33条）。
- ・ 個別の取消判決は特定の処分に対する個別判断。判決が一般的な認定基準を提示したり形成したりするものではない。